

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	セントラル硝子株式会社
【英訳名】	Central Glass Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 皿澤 修一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	山口県宇部市大字沖宇部5253番地
【縦覧に供する場所】	セントラル硝子株式会社本社事務所 (東京都千代田区神田錦町3丁目7番地1) セントラル硝子株式会社大阪支店 (大阪府堺市堺区築港南町6番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員血澤 修一は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。

当社グループは、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日を当事業年度の末日である平成21年3月31日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスに係る評価範囲については、連結財務諸表の連結消去後売上高の概ね2/3を占める事業拠点であるセントラル硝子株式会社、セントラル・サンゴバン株式会社、セントラル合同肥料株式会社、セントラル硝子東京株式会社及び業務の質的重要性を考慮しセントラル硝子工事株式会社（工事プロセス）を選定いたしました。当社の事業目的に大きく関わる業務プロセスとしては、売上高、売掛金、棚卸資産のプロセスを選定いたしました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事業に関する業務プロセスや、見積りや予測をともなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加いたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

なお、下記の修正仕訳や開示の誤りは、財務諸表において適切に修正し反映いたしました。

### 記

繰延税金資産の流動資産、固定資産の区分に関連する仕訳、有価証券報告書開示情報の作成過程における売上原価に係る表示区分の入り繰り等、複数の誤りを監査法人に指摘されました。この理由は、決算財務報告プロセスにおいてチェック体制や決算手続きに係るマニュアルの一部が不十分であったためであります。当該誤りは期末決算プロセスの過程で発見されたため、当事業年度末日時点では是正することが間に合いませんでした。

## 4【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、当事業年度の末日後に決算財務報告プロセスに係るチェックリストや有価証券報告書開示情報作成におけるマニュアルをより緻密に見直し、内部統制報告書提出日までに当該是正後の内部統制の整備状況の評価を行いました。この結果、内部統制報告書提出日において、決算財務報告プロセスに係る内部統制は有効に整備されたと判断いたしました。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。